

中国税務速報

2020年11月16日

1. 財政部 税関総署 税務総局 新型コロナウイルスの不可抗力により輸出が出来ない貨物の課税規定についての公告

財政部、税関総署、国家税務総局は2020年11月2日、「新型コロナウイルスの不可抗力により輸出が出来ない貨物の課税規定」についての公告を公布しました。当該規定によれば、2020年1月1日から2020年12月31日までの間に輸出を申告したにもかかわらず、新型コロナウイルスの不可抗力により輸出した日より1年以内に国内に返還される貨物に対しては、輸入関税とそれに関連する増値税・消費税は徴収されないこととなっています。また輸出の際に、輸出関税を納付した貨物に対しては、輸出関税が返還されます。同時に、今回の公布では、税収規定の施行に係る関連手続についても明確にしています。

現在もなお、新型コロナウイルス感染症は世界的に拡大しており、国内経済の持続的な回復の基盤がまだ固まっていないことから、上記のような税制上の規制は、企業の新型コロナウイルス感染症の流行による困難を緩和することに資するものと考えられます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5158203/content.html>

2. 国家税務総局上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、寧波市税務局「長江デルタ『最重要ワンストップサービス』税務事項リスト」についての公告

国家税務総局上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、寧波市税務局は2020年10月9日、「長江デルタ『最重要ワンストップサービス』税務事項リスト」を公布しました。当該リストは、「国家税務総局長江デルタの一体的発展の更なる支持と協力についての通知」（税総函〔2019〕356号）に沿うもので、長江デルタ地域の統合的な質の高い発展を支援するとともに、「ワンストップ」改革を実行するべく、納税者に規範化・標準化された税務サービスを提供するために制定されたものです。

当該リストには、情報報告、発票手続、税務申告、優遇税制適用申請、許可申請、社会保険料及び税務以外の業務、輸出後の税金還付（免税）、国際税務、信用評価、税務抹消、税務（税金）相談、税務情報照会、税務専門サービスなど主要14項目200税務事項が含まれます。

<http://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfwk/nsfw/202010/t455665.html>

3. 企業の社会保険料の徴収に関する公告

上海人事社会保障局、上海市財政局、国家税務総局、上海市税務局、上海市医療保障局は2020年10月30日、「企業の社会保険料の徴収に関する公告」を公布しました。これにより2020年11月1日から、企業の従業員の社会保険料については全て税務部により徴収されることが明確になりました。

当該公告で発表された徴収範囲は、企業が負担する基礎養老保険料、基礎医療保険料（出産保険も含まれます）、労災保険料、雇用保険料（非正規雇用の労働者に対しては、基礎養老保険料及び基礎医療保険料となります）です。企業は社会保険料を税務部門に納入することとなりますが、現行の申告方式や計算方法に変更はなく、また過年度の滞納分の一括清算も必要ありません。また納入の利便性や納入者の納入記録や将来の年金支払にも変更はありません。

http://rsj.sh.gov.cn/tgsgg_17341/20201030/t0035_1395230.html

<http://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcjd/202011/t455915.html>

4. 政策解説 11月1日からの納税信用管理の変更

納税信用システムを完全化しサービスを最適化するべく、国家税務総局は2020年9月13日に「納税信用管理の関連事項についての公告（2020年第15号）」を公布しました。当該公告は既に2020年11月1日から施行されています。公告では「2つの増加、2つの調整」の改善措置が発表され、納税者が信用資産を積み上げ、税法の遵守を促進し、経営環境の最適化が図られることが期待されます。

【2つの増加】

- 独立採算でない支店の自主的な納税信用評価への参加を可能とする。
- 納税者の合理的なニーズに応じ、納税信用評価前の複合的な指標メカニズムを創設する。

【2つの調整】

- 納税信用の起算点に適用されるルールを調整し、100点より評価される企業を大幅に増加する。
- D級評価の2年継続措置について、適切な緩和を伴う調整を行う。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n2340339/c5158416/content.html>

5. 国務院弁公庁 認証事項及び企業が関与する営業許可事項に関する届出・履行制度の総合的な推進に関する指導意見

国務院弁公庁は2020年11月9日、「認証事項及び企業が関与する営業許可事項に関する届出・履行制度の総合的な推進に関する指導意見」を公布しました（以下、「意見」と略称します）。

「意見」は、行政機関による明確な通知と民間の誠実な遵守を重視するもので、問題志向、効率的かつ効率的な共同推進とリスク管理の基本原則を堅持し、明確な基準、公正な規則、責任の明確化、信用監督その他のガバナンスモデルの形成を促進し、企業等が複数の証明書を取得したり、制度上取引が困難になるなどの問題をさらに解決していくことを要求しています。

また「意見」は通知・承認制度を全面的に実施するための主な課題を以下の通り明らかにしました。

1. 通知・承認制度の証明事項を明確にすること。各省、各自治区、各直轄市人民政府の、トップダウン型マネジメントを実施する国務院各部門及び部門を中心とする二重管理制度のシステムが、実際の状況に応じて通知・承認制度の証明事項範囲を決定し、国務院のその他の部門は、当該部門レベルの通知・承認制度の証明事項範囲を決定することとなります。
2. 通知・承認制度における、企業に関わる経営許可事項の範囲を明確にすること。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/09/content_5559658.htm